

Methods of Student Guidance Using School Regulations : Formation of Normative Motivation and Moral Education in Schools

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-08-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉村, 日出東 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1104

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



校則を用いた生徒指導法について

— 学校における規範意識形成と道德教育 —

Methods of Student Guidance Using School Regulations

Formation of Normative Motivation and Moral Education in Schools

吉 村 日出東

YOSHIMURA, Hidetou

はじめに

本論考は、生徒指導を行う上で重要な課題とされている児童・生徒に対して如何にして規範意識を形成させ、学校生活において規律ある行動を行わせるかということを道德教育と関連付けて検討したものである。

生徒指導とはいかなるものであるのか。文部科学省の『生徒指導提要』では、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸張を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」としている。そのため各学校においては、「生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ」て行われるべき活動としている¹⁾。

ここで示されているように、生徒指導とは、教育課程の内外において行うべきものであり、学校の教育活動全体を通じて指導されるものとされ、そこでは社会的資質や行動力を高めることの重要性が述べられている。一方で、

道德教育とは、「道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とされており、そこでの指導においては、「児童が基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮」するよう述べている²⁾。このように生徒指導と道德教育は密接な関係にあり、特に生活習慣や社会規範に関する指導は分けて捉えるべきものではない。

そこで本稿では、生徒指導上の基準として学校が利用する校則を取り上げ、その活用目的と規範意識の形成に関して考察する。

I 生徒指導上の校則について

生徒指導上の校則の役割について、どのように捉えられているのであろうか。現在学校教育における生徒指導の基本書として活用されている『生徒指導提要』（平成22年、文部科学省）では、全体8章構成の中で第7章「生徒指導に関する法制度等」の第1節に「校則」という項目をたてて取り上げている。そこでは、「校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、

キーワード：生徒指導、校則、道德教育、特別活動、生徒会活動

Key words : pupil guidance, school code, moral education, special curricular activity, student activities

生活上の規律」と述べられている。そして「学校には一定の決まりが必要」であり、「社会規範の遵守について適切な指導を行うことはきわめて重要」なのであり、そのため「校則は教育的意義を有している」とされている³⁾。このように校則は、生徒が学校教育において規範意識を形成していく上で重要な役割を持っているといえるであろう。

ところが現実においては、生徒からの校則に対する批判は以前から根強く存在している。それは学校生活をおくったことのあるものからは普通に聞くことのできるものであり、そこには、意味のない校則によって校則違反だと取り締まられてきたことに対する怨嗟の声のようなものが多くある。そこで、ここではそもそも校則とはどういったものであるのか基本的な事柄について整理してみよう。

（1）校則の種類と位置づけ

『生徒指導提要』では、校則について「学業時刻や児童会・生徒会などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なもの」があるとして、その「校則の例」として次の六種に校則を分類している。

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
- ・服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭等）
- ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊び、アルバイト等）⁴⁾

ここに示されたものは、校則についての目的や指導上の意義に基づいて分類したというより、あくまで「校則の例」という扱いのものであると推察できるが、『生徒指導提要』が学校教育における基準的役割を持ったものであることを考えると不親切な記述といえよう。

先行研究として代表的な坂本秀夫の『「校則」の研究』では、校則を次のように分類している。人格表現に関するものとして、①頭髪の規則、②服装の規則、③所持品の規則、④礼儀作法を示し、次に校内規則として、①授業の規則、②休み時間の規則、③保健・清掃の規則、④通学の規則を示す。続いて校外生活の規則が示されている⁵⁾。坂本による分類は、法的責任の問題から分類しており、個人の人格権と学校の監督権、それに学校の監督権の及ばない校外生活というものである。校則に対する生徒からの批判を考えれば、明確な校則の位置づけを行った上で、その校則の意義を理解して規律を守るよう指導する必要がある。では、そもそも校則とは学校規則のなかでどのような位置にあるのであろうか。

学校における規則に関しては、学校の内部規範として学校の施設・設備、組織編制、教育課程などに関して、教育委員会が学校の管理規則に関する教育委員会規則を定めるとされている⁶⁾。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条によるものであり、これに基づいて、学校の校務分掌規定など校内規定が設けられる。しかしこうしたものは学校の管理運営のものであり、教員服務規程などに代表される法規に基づいた教職員の管理規定といえよう。一方、生徒を対象とした校則は、『生徒指導提要』において「校則について定める法令の規定は特にありませ

ん」と明記されており、これまで裁判判例によって「学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められる」とされている。すなわち、生徒に対する校則は、教職員に対する管理規定とは異なり、学校の専門性から判断される教育的な規定として捉える必要がある。こうしてみると、たとえば遅刻ひとつをとっても教職員の場合、服務規程違反として懲戒対象となりうるが、生徒の遅刻は教育的指導の対象として捉えるものであると理解できよう。

ところが実際の校則の取り扱いを見ると、校則違反に対して懲戒処分を行う例は多くあり、校則とはいかなるものであるのか、学校関係者にも理解されていない部分が見受けられる。そこで、次に実際の校則を見ることによって校則の役割を整理してみよう。

(2) 校則の事例

次に示すものは、明治大学附属中野中学校高等学校の「生徒心得」である。なお「生徒心得」とはこれまで見てきた、いわゆる「校則」のことであり、坂本秀夫によれば中学校の65パーセントがこの名称を使用しているという⁷⁾。

この生徒心得は、学園生徒が、精神と伝統とを理解納得して、学園の生徒にふさわしい目的と情緒と行動とを定めて、生活することが自らを自由に豊かに発展させ、将来社会人に成長した時、誤りのない道につながることを自覚経験するために定められる。

- (一) 学校生活一般
- (二) 所持品について
- (三) 服装について
- (四) 髪形について

- (五) 諸届、願について
- (六) 委員、週番、当番について
- (七) 施設利用について
- (八) 評価について
- (九) 賞罰について

この生徒心得では守るべき具体的な事例を示す前に、生徒心得がどういう目的を持ったものであるのか明確に示した前文を付している。

そして明治大学附属中野中学高校のように比較的評判のよい学校においては、校則規定についても大まかな規定によって生徒の自覚に求めるものとなっている。それは、「生徒心得」の目的を明確にした前文に書かれているとおり、「自らを自由に豊かに発展させ、将来社会人に成長した時、誤りのない道につながることを自覚経験するために定められ」たものであり、規定を作って生徒に従わせようとするものではない。たとえば髪形についての具体的な記載を見ると、「(1) 学園生徒にふさわしい、清潔、清純な髪型とする。(2) 故意に毛髪を長くしたり、もみあげに著しい変化をつけたりパーマをかけることは認めない。」というだけであり、その他の項目も簡潔な表記で示されたものとなっている⁸⁾。また、この生徒心得は学校生活に関することが内容とされており、校外生活に関する規定は記載されていない。

つぎに奈良県立郡山高等学校について生活指導目標をみてみよう。

知性と教養から生まれた正しい道徳観をもって自主的に秩序を重んじる習性を養い、集団生活の一員として、すべての行動に責任をもち、規律正しい行動、服装、態度に誇りを感じさせるよう指導し、よりよき校風下での望ましい人間形成の達

成を期する。

ここに示されている目標は、「自主的に秩序を重んじる習性を養」うことであり、ここにも規律違反を取り締まろうという姿は見受けられない⁹⁾。実は、有名大学の付属学校である明大中野中学高校も奈良県内随一の伝統校である郡山高校も、生徒自身がその生徒であることに誇りを持って生活しており、「よりよき校風下での望ましい人間形成」を実感していると見られる。こうした学校では、校則の規律に頼った生徒指導を行っている様子は見られない。

一方で、校則に対する批判の声もよく聞かれる。次に、中高校生が、校則のあり方に対して問題提起した学校解放新聞編の『校則本』からいくつかのおかしな決まりを取り上げてみよう。

事例1 礼儀 S県N高校

- ・両親には常に感謝の念をこえて接し、その指導には従順でなければならない。
- ・礼は互いに敬愛と親和の情をあらわすものであり、常に礼を重んじ、生徒としての品位を保たねばならない。
- ・校内外を問わず友人、知人、教師、外来者に対してはていねいに会釈またはあいさつをしなければならない。特に生徒相互間及び教師に対しては必ず朝夕のあいさつをわすれないこと。
- ・職員室は神聖な場所と心得この出入りには特に礼儀に注意しなければならない。
- ・お互いの人格を尊重し、軽率な行動をとってはならない。
- ・言語はすべて標準語を用い、長上に対しては、適当な敬語を用いなければならない。

- ・バス、列車等を利用する生徒は一列乗車を守り、車内道徳を率先実行し、老人、病人、身体障害者等には席をゆずり、車の中の清掃に協力しなければならない。
- ・人の心を傷つけるような言動は慎まねばならない。

事例2 東京都M学院

青少年の犯罪や不良行為は増加の一途をたどり、善良な生徒でその被害を受けたり、みずから不良化し、悪の道に転落する者も少なくない。生徒は次の事項に留意して、身を守り、心をひきしめて心身ともに健全な学生生活を送らなければならない。

- ・自分の服装・態度をきちんと整える。
- ・不健全な場所に入出入りしないこと。
- ・悪友と交際しないこと。
- ・登校及び帰宅時間を一定にする。
- ・外出先を家人に告げ、夜間の一人歩きは絶対に避けること。
- ・相手が学生であるからと思って気を許さないこと。
- ・意思を強固に持ち、誘惑に負けないように努めること。
- ・困ったときには、何事によらず、父母、先生に相談し、軽率な行為をつつしむこと。

事例1は、親に従順であるとか、教室は神聖な場所であるとか、時代錯誤の感がする。また、言語はすべて標準語など明治期の国語成立期なのかと疑いたくなるものである。一方で、こういった道徳的な内容を示した校則に対して、よいものであるという評価をなす向きもあるが、年齢段階や成文化した規則にすべきなのか考えるべきであろう。事例2に

ついても、生徒を守るという意思の見られる校則であるが、「悪友と交際しない」や「相手が学生であるからと思って気を許さない」というような、人を見たら泥棒と思えというような指導が、学校教育で行われてよいのか考える必要がある¹⁰⁾。

こうしたおかしな校則が存在すること自体、それを守るための無意味さなどに生徒は徒労感にさいなまれてきたのであるが、その規則に違反した後、校則違反として処分されることにに対する反発は、教育における信頼感すら失わせかねない問題をはらんでいる。では、生徒に処分を与えないで、規律を守らせていくには、どのようにすればいいのであろうか。次に校則と道德教育の関係から考えてみよう。

Ⅱ 生徒に規範意識を形成させるということ―道德教育とのかかわりにおいて

生徒に規範意識を形成させる役割として、校則はそれなりの効果は期待できるものである。前章でも見たとおり、校則に違反すればそれに対する懲戒が行われることになり、生徒としても規律的行動を意識せざるを得なくなる。しかしながら、こうした拘束力を持たせることのできる校則について、実は第一章でも見たとおり、根拠法令というものは存在しない。

そもそも校則に違反したなら懲戒処分を与えるので、そうならないように規範を持った行動を行いましょうというのであれば、教育的な配慮はそこには存在しない。これでは罰を避けるために行動しているだけであり、ある意味調教されているといえよう。生徒指導とはこれまでも自己指導能力に基づいたものとして捉えられてきたのであり、自らの意思によって規範を守ることを重要としなければ、

将来に向けて自らがいかに行動すべきかという生き方につながるような規範性は身につけられないであろう。

ここでは、生徒に規範意識を身につけさせるということについて、道德教育との関連から見ていくことにする。

(1) 学習指導要領における道德の位置づけと内容について

学習指導要領において、道德はいかなる位置づけがされているのか。一般的には、週一時間の「道德の時間」こそが道德教育として捉えられており、このため保守系政治家などはこれを教科化すれば道德に対する重要度が増していき、国民道德が向上すると理解している。しかしながら、実際には学習指導要領の総則の中で学校の教育課程編成において、知識・技能に関する学習、道德教育、体育・健康に関する指導の3領域構成を示し、より大きく捉えている。これは日本の伝統的教育観である知・徳・体に相当するものであり、道德を週1時間程度の学習として扱ってはいない。すなわち「学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」と規定されており、学校教育のあらゆる時間、あらゆる場所が道德教育になりうるものである。このため生徒指導上道德教育は常に意識されておらねばならず、だからこそ、義務教育諸学校の教員免許取得において、道德教育に関する科目が必修となっている。

こうした道德教育を実際に行っていく場合、具体的に何を行うのか、これに関しては、学習指導要領において「内容」として、「四つの視点」が示されている。それは、

1 主として自分自身に関すること

2 主として他の人とのかかわりに関すること

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

というものであり、それらが連携することで理解を深めることとされている。これは学習指導要領において道徳編が示されている小学校、中学校共通であり、実際に「道徳の内容」に関しては、小学校低学年から中学校までの一覧表も作成されており、道徳教育について「学校や学年の接続や系統性を踏まえて」関連した教育が意識されているのである。では、四つの視点によって分類された内容にはどのようなものがあるのか、いくつか示してみよう。

「1 主として自分自身に関すること」の「小学校第1学年及び第2学年」

(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。

「1 主として自分自身に関すること」の「中学校」

(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。

(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。

「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の「小学校第1学年及び第2学年」

(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

「2 主として他の人とのかかわりに関

すること」の「中学校」

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。

「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」の「小学校第1学年及び第2学年」

(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。

「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」の「中学校」

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の「小学校第1学年及び第2学年」

(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。

「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の「中学校」

(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

道徳の内容について、四つの視点それぞれの代表的なものを、「小学校第1学年及び第2学年」と「中学校」を比較する形で取り上げてみたが、同一の内容を児童・生徒の発達に合わせた内容表現で扱うものとされていることがわかる。このような発達段階にあわせた教育を行うために、同じ内容について繰り返し行っているのがわかる。一方、教科教育では、これまで内容の精選が図られ、内容の重複を行わないよう学習指導要領は作成されてきた。こうしたことこそが、道徳教育の特徴のひとつといえよう。それでは、道徳教育を理解したうえで、規範意識をどのように形成

していくのか次に考えてみよう。

(2) 校則から道徳を指導することについて

学校において、児童生徒に対して規範意識を形成していくためには、道徳教育の果たす役割は大きい。前節で見た道徳の内容にも、規範意識の形成につながるものが見受けられる。また、規範・規律行為を形成していく上で、校則が示されることでそれを守ろうとするところから教育的意義があることは、すでに見たとおりである。そこで次に前節で取り上げた道徳の内容を指導していく上で校則の果たす役割について考えてみよう。

そこで、先に見た明大中野中学校の「生徒心得」にある「学校生活一般」の項目から校則について検討してみる。

(1) 年間を通じ午前8時30分始業とする。

登校は始業時10分前、当番生徒は30分前までとする。

(2) 通学に単車、自動車は使用しない。

(3) 登校後は、外出してはならない。止むを得ず外出の必要を認めた場合には学級担任の許可を受ける。

(4) いつも礼儀を重んじ、教職員、学友とは敬愛の心で交わり、学園来訪者に対し失礼にならぬよう注意する。¹¹⁾

ここに示されたような校則は、学校の校則として一般的なものといえよう。(1)については、登校時間を明記したものであり、これに遅れれば遅刻として扱われる。(2)(3)については、通学及び登校後の禁止事項についてのものであり、違反すれば指導の対象となるものである。(4)は学校における礼節に関するものである。実はこうした校則は、道徳の内容と重なるものなのである。先に見た、「主として自分自身に関すること」の(1)

に示された「望ましい生活習慣」とは、遅刻をしない指導から始められるものであり、また、遅刻はどの学年になってもなくなるものである。このため、自己の生活を見つめなおす意味からも、道徳において重視されている。では、遅刻に対して校則に違反したという理由から、何らかの懲戒を与えれば、以後遅刻をしなくなるものであろうか。遅刻は多様な理由から発生するものであり、罰を避けるためになくなるものではない。

こうしたことは、遅刻だけではなく、礼儀を重んじるという意識の問題も同様であろう。

礼儀について学習指導要領では、「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる」とある。それに関係するものが明大中野中学校では、「いつも礼儀を重んじ、教職員、学友とは敬愛の心で交わり、学園来訪者に対し失礼にならぬよう注意する」とされており、それは単に礼儀を重んじるというのではなく、教職員や学友との関係では敬愛の心をもって接することが重要であるとして、なぜ礼儀が必要なのか示されている。先に見た、「校内外を問わず友人、知人、教師、外来者に対してはていねいに会釈またはあいさつをしなければならない。特に生徒相互間及び教師に対しては必ず朝夕のあいさつをわすれないこと」というだけでは児童生徒にはどのような人間関係が学校で求められているのか伝わらない。また「職員室は神聖な場所と心得この出入りには特に礼儀に注意しなければならない」というような校則では職員室が神聖な場所といわれても、疑問しか浮かばなくなるのではないだろうか。このように校則で示されたことは、道徳教育につなげて、自らの生活に活かせるような指導が必要であろう。学習指導要領においても「人間関係の充実」が求められ

ており、信頼関係や共感の意識によって道徳性を高めようとしている。そうしたことから校則は、従わせるというより、それを守ることについて理解を深められるような指導が求められている。

（3）道徳教育の観点から見た懲戒処分について

校則をただ従わせるものとしていては、道徳性は養われていかない。そうしたことからいえば、校則違反に対する懲戒処分のあり方についても、整理しておく必要があるだろう。

すでに明治期において、都立両国高校の沿革校である東京府立第三中学校校長の八田三喜は、明治36年の入学式において

人の品性を養成し、學術を薫育する上について吾々には東京府知事からの學則があつて生徒處罰の條に謹慎停學退校の三則がある此は私共はたゞ規則として文面のみ止めて置く積りであります何ぜとなれば子供を罰する位手安くて其の結果の存外薄いものはないのであるから直接本人を戒めたり又は父兄と相談致す積で要するに罰を用ひずに行を正す方針である

と述べている¹²⁾。ここには罰によっては「薫育」すなわち道徳教育は成り立たないとする教育観が見て取れるのである。しかしながら今日の学校教育において、校則違反を盾に、生徒の懲戒処分は広く認められるものであり、中には退学にいたる案件も多い。大学生に向けて日本国憲法についての人権を学ぶテキストとして編まれた『基本的人権の事件簿』という本には、高校生が校則違反として退学処分になった事件についても取り上げられている。「修徳学園バイク退学事件」として掲載

されている事件は次のようなものである¹³⁾。

A君の通う私立高校は、生活指導規定で高校3年第3学期卒業考査後を除いてバイクの免許取得が禁じられている。また、免許を取得したものは届出の上、登録が義務づけられており、もし違反して、無届での免許の取得または乗車が発覚した場合、理由のいかんを問わず退学と定められていた。

A君は、免許取得したことを届け出て、免許証を学校に提出した後、バイクに乗ったことを理由に退学処分となった。これに対して不服として裁判を起こした事件がこれである。

裁判についての論点がこの本のテーマとなっているのだが、この問題はここではさておき、このような学校外における生活についてまで校則に定める必要はどこにあるのだろうか。

先に見た明大中野中学高校の生徒心得には校外生活についての校則はなかった。また、両国高校百年誌には、八田校長の方針として、「校外での事件は、警察の責任であり、学校は生徒の校外生活について直接指導監督をしなかった」のだという¹⁴⁾。

しかしながら、この修徳学園バイク退学事件は、法律に違反したわけではなく、むしろ法によって国民に認められている運転免許を取得したことが、校則違反に問われ退学処分に処せられた。つまり国の法律を犯していないのに学校の校則に違反したとして処罰されたということになる。まるで学校は治外法権であるかのような、校則による扱いをすれば、生徒側から学校に信頼を寄せることなどなく、人間関係の充実した教育はできないのではないかと感じられる。

校則は、学校における規律として重要なものであるが、それをどのように児童生徒に守

らせるのかは、単純に罰によるのではなく、その道徳的価値を理解させて規範意識を持たせていかななくてはならないだろう。

おわりに

これまで見てきたとおり、校則を示し、児童生徒に学校生活で行うことを明確にし、約束事として守らせていくことは、規範意識を形成させていく上で重要である。しかしながら、児童生徒は、発達途上の段階にあるものとして理解し、規律を守れなかったとして、懲戒処分を与えることを指導と捉えることには問題があった。あくまで生徒指導とは、自己指導能力を高めていくことに主眼をおくべきであり、できない生徒には、何が問題なのか、なぜできないのか、繰り返し指導していくことが求められる。このようにして、自ら規律を守ることに意義を見出し、生涯を通じて積極的に規範意識を持った行動を行うようになることにこそ生徒指導の意味がある。道徳教育の観点でも、小学校低学年から中学校段階まで、同一の内容のものを発達に合わせて学ばせている。それは一度の学習で身につくものとせず、それぞれの発達段階や環境にあわせて指導することで道徳的行為というものを行えるようにしているのである。

ところで、「法や決まりを守る」という内容についても、道徳教育では、小学校低学年、中学年、高学年、中学校それぞれの段階で繰り返し取り上げられてきた。こうした観点について、校則によって縛り、守れなかったら懲戒に処すというのが果たして自己指導能力として身に付くのであろうか。ここで、視点を少し変えて考えてみよう。

明大中野中学高校の「生徒会会則」には、次のような内容がある。

第11章 権利と義務

第74条 本会の会員は左の権利を持つ。

- 一、総会に出席すること
- 二、各種の役員になること
- 三、本会に備える各種帳簿を閲覧すること
- 四、本会の許可を得て各種会議を傍聴すること。ただしその場合の発言及び議決権は認めない

第75条 本会の会員は左の義務を負う。

- 一、入会金及び会費を納入すること
- 二、会則及び各種会議の議決に従うこと
- 三、その他、本会活動の目的達成に協力すること¹⁵⁾

生徒会会則は校則と異なり、生徒が自治的に運営する団体の定款に他ならない。しかし、教育的観点で捉えれば、特別活動に位置づけられる学校教育活動のひとつである。この明大中野中学高校の会則では、権利と義務を一つの章として独立させ、その中で、会員が会則や議決に従うことや会の活動に協力することを義務として明記している。このように、決まりを守ることは、ただ要求されていることではなく、権利と義務の関係として重要なことであると生徒会活動を通じて理解を深めていくことができるのである。

先に見た道徳の内容の中に、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」というものがあつたが、これを道徳教育として学ぶ場は、校則を通じて学校生活全般の中で行うこともあるだろうし、教科教育の中の社会科で知識理解として学ぶことも考えられる。そして今見たように特別活動の生徒会活動の実践の中で理解を深めることもできるのである。

こうして考えれば、校則というものも教員が中心となって作成して、生徒に従わせるというより、生徒会とともに、学校生活において必要な決まりとは何かを積極的に議論し、生徒自らが作成した規則を自身で守っていくようにしていくことこそが、規範意識を身につけていくうえで重要と考える。

註

- 1) 『生徒指導提要』文部科学省、2010年。
- 2) 『小学校学習指導要領』文部科学省、2008年。
第一章総則。
- 3) 前掲『生徒指導提要』192～193頁。
- 4) 前掲『生徒指導提要』192頁。
- 5) 坂本秀夫『「校則」の研究 だれのための生徒心得か』三一書房、1986年。
- 6) 角替弘志、下村哲夫『改訂学校運営事務の法規相談』（教育問題法規相談Ⅲ）文教書院、1982年、56頁。
- 7) 坂本秀夫『生徒心得－生徒検証への提言』エイデル研究所、1984年、3頁。
- 8) 『中野学園五十年史』学校法人中野学園、1979年。
明治大学附属中野中学校高等学校については、以下の本文において「明大中野中学校」と略称する。
- 9) 『奈良県立郡山高等学校八十年誌』奈良県立郡山高等学校創立八十周年記念事業委員会、1973年。
- 10) 学校解放新聞編『校則本』労働教育センター、1985年。
- 11) 前掲『中野学園五十年史』
- 12) 『両国高校百年誌』創立百年記念事業実行委員会、2002年。
- 13) 棟居快行、赤坂正浩、松井茂記、笹田栄司、常本照樹、市川正人『基本的人権の事件簿 第3版』有斐閣、2007年。
- 14) 前掲『両国高校百年誌』60頁。
- 15) 前掲『中野学園五十年史』